

「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」について
(略称：日・タイ経済連携協定 (EPA))

平成19年4月

タイとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、広範な分野での協力等について定める。

1. 経緯

- 2003年12月 : 日・タイ首脳会談において交渉開始を決定
2004年 2月 : 日・タイ経済連携協定締結に向けた政府間交渉開始
2005年 9月 : 主要点について大筋合意を達成
2007年 4月3日 : 東京にて両国首脳が署名

2. 協定のポイント

- (1) 日本とタイの間の物品、人、サービス、資本の自由な移動を促進し、双方の経済活動の連携を強化する。
- (2) 貿易・投資のみならず、知的財産、競争及びビジネス環境の向上や中小企業等の分野での二国間協力を含む包括的な経済上の連携を推進する。
- (3) 日タイ両国が本来有している相互補完性を発揮させ、二国間経済関係を一層強化する。

3. 協定締結の意義

(1) 日・タイ間の貿易投資の拡大による更なる経済緊密化に寄与

→本協定は、物品の関税の削減・撤廃やサービス貿易の自由化のみならず、投資、知的財産、競争、税関手続、人の移動、協力等の幅広い分野を対象としている。この協定によって日本からの対タイ輸出や対タイ投資の増加、日タイ間の人の往来の促進が見込まれ、日本にとって世界第7位の貿易相手国(第6位の輸出相手国、第10位の輸入相手国)、主要な投資先であり、ASEANの重要国であるタイとの間の経済活動の連携が強化される。また、タイにおける日系企業が経済活動を行う上での安定性・予見性が高まることとなる。

(2) 東アジア地域の経済連携強化への大きな推進力

→ASEAN諸國中第2位の経済規模を有するタイとの経済連携協定の締結を通じ、ASEAN市場へのアクセスの増大が期待されるほか、今後のASEAN諸国とのEPA/FTA交渉に弾みがつくことが期待される。更に、東アジア共同体の構築を促し、政治・外交戦略上、我が国にとってより有益な国際環境の形成に資する。

(3) 我が国の経済連携戦略の着実な実施

→日・シンガポール(2002年11月発効、2007年3月改正議定書署名)、日・メキシコ(2005年4月発効)、日・マレーシア(2006年7月発効)、日・フィリピン(2006年9月署名)、日・チリ(2007年3月署名)に続く我が国6つ目のEPA。